



みつは

笠間市立友部中学校
学校だより 第25号
令和6年9月4日(水)

9月 学校が始まりました 【臨時全校朝会より】

今日から学校が始まり、皆さんの元気な声が響きまた学校に活気が戻って参りました。夏休み中は大きな事故もなく、無事過ごせ、今日は、元気に挨拶ができ大変良かったです。夏休み中、高校見学や部活動、またその他の体験活動などを行い大きく成長したと思います。また9月からも3つのC。チャンス、チャレンジ、チェンジを意識した生活をして、自分を大きく成長させてください。

富田 順子先生の紹介



【富田 順子先生から】

9月から音楽を担当させていただくことになりました、富田 順子です。友部中には、以前にも勤務しておりましたので、なつかしい思い出でいっぱいです。

11月に行われる「合唱祭」に向けて、保護者の皆様にも楽しんでいただけるように、合唱指導に努めたいと考えております。どうぞ、よろしくお願いします。

児童ポルノ／禁止法について

児童ポルノの禁止行為をわからずに行い、SNSのトラブルとなるケースが多くみられ、県の教育委員会、警察署からも注意喚起が出ております。9月9日(月)には県のメディア指導員を講師としてお話を聴く機会を設けております。学校でも、どんな行為が児童ポルノ禁止法に触れるのか生徒にも次の通り、具体例を示し指導をして参ります。

【児童ポルノとは】

「衣服の全部または一部を着けない児童の姿勢であったり、ことさらに性的な部位(性器もしくはその周辺部、臀部または胸部をいう。)が露出されまたは強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」と定義されております。

① 単純所持 【所持罪】

児童ポルノの画像を所持、保管していた場合。【例】自分のスマホ、パソコン等に画像を保管している。

【例】LINEで送られてきた児童ポルノをフォルダーに保管した。

② 製造・提供【製造罪】

動画・静止画等撮影の方法により、児童ポルノを製造したり、第三者に提供したりする行為

【例】彼女に裸の写真を送らせた。自撮りで自分の裸の写真を送った。

③ 不特定多数への提供・公然と陳列【提供罪】

児童ポルノを不特定もしくは多数のものに提供し、公然と陳列した場合。

※公然：不特定多数に知れ渡る状態 陳列：人がその内容を認識できる状態

【例】インターネット児童ポルノの画像をアップロードさせ、第三者がダウンロードをすることが可能な状態をつくる。

【例】知り合いとなった人から(SNS上で会ったことのない人も含む)画像が提供され、その画像を拡散した。

【要確認】お子様のスマホや電子機器の使用状況 ※ SNSや画像、メールなど